

豊能町西地区小中一貫教育について(提言)

平成 25 年度

豊能町西地区小中一貫教育推進委員会「特別委員会」

< 目 次 >

1、はじめに	• • • • • 2
2、提言の基本的な考え方	• • • • • 2
3、西地区小中一貫教育の現状	• • • • • 2
4、西地区小中一貫教育で大切にするもの	• • • • • 4
5、おわりに	• • • • • 6
6、資料	• • • • • 7

<資料1>平成25年度豊能町西地区小中一貫教育推進委員会

<資料2>特別委員会委員名簿

<資料3>豊能町小中一貫教育推進委員会設置要項

平成 25 年 12 月 3 日

豊能町教育委員会
教育長 石塚 謙二 様

豊能町西地区小中一貫教育推進委員会
「特別委員会」委員長 大野 裕己

豊能町西地区小中一貫教育について(提言)

1、はじめに

本委員会は、平成 22 年 2 月 12 日の「豊能町立西地区小学校の適正規模及び適正配置のあり方について」の提言で中心にされた『児童の立場に立ち、教育環境の充実に努めるという視点』のもと作成された提言書に示された趣旨が、3 年経過した現時点でどのように生かされ具体化できているかを検討するものである。そのため、3 小学校 1 中学校の保護者代表及び学識経験者と各学校代表により委員を構成し、現状の取組への評価及び今後の方向性について検討し、提言を行うものである。

2、提言の基本的な考え方

提言書で「5 適正な学校配置(5)小中一貫教育について」で示された『小中 9 年間を見通した教育活動内容の工夫、小中学校の教員間の連携、学校運営の改善策を行うことにより、指導の一貫性や系統性を図った学校教育活動の推進が重要である』の趣旨の下、西地区小中一貫教育の評価・提言を行うものである。

平成 22 年の提言書で示された適正な学級・学校規模『1 学級における人数は、20 人～30 人が適当であり、学年においては、複数の学級がありクラス替えができることが望ましい。しかし、クラス替えができないときは、異学年との交流や他校との交流等工夫した取組を行うことにより、児童の教育活動の充実を図ることが必要である。』を鑑み、現状としては、提言時の学校配置のままであるため、児童生徒数は減少し提言された学級・学校規模ではないが、工夫した取組についての評価・提言をするものとする。

3、西地区小中一貫教育の現状

西地区では、児童生徒数が減少し、単学級となる学年ができ、クラス替えが実施できな

い状況が増えてきている。平成25年5月1日現在の3小学校の学級数及び児童数は次のようになっている。

平成25年5月1日現在 ※ 児童数(学級数)

学年 小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
吉川小学校	16(1)	10(1)	18(1)	16(1)	17(1)	21(1)	98(6)
光風台小学校	47(2)	41(2)	37(1)	58(2)	61(2)	55(2)	299(11)
東ときわ台小学校	33(1)	30(1)	30(1)	43(2)	39(1)	38(1)	213(7)
合計児童数	96	81	85	117	117	114	610

※ 生徒数(学級数)

学年 中学校名	1年	2年	3年	合計
吉川中学校	124(4)	129(4)	143(4)	396(12)

さらに、今後の新入生も少しづつではあるが減少していくと考えられる。

学年が単学級になると、学年集団が固定化し、進級しても集団が変わらない状況が発生する。

各校においては、現状の中で、少人数授業や習熟度別授業等の授業の工夫や、他学年との交流を図る縦割り集団での活動を実施したり、また、地域の方の協力を得て授業を活性化したりなど、きめ細かな指導に取組んでいる。

中学校では、教科担任制や定期テストなど、小学校とは違った学習環境となり、新入生は、新たな学校生活にあこがれる面があるが、その反面、不安を感じている面もある。しかし、最近では、中学校での体験授業など様々な小中連携が進められていることや、小学校段階から小学校外国語活動（英語学習）が始まるなど、以前よりは小学校と中学校の段差は低くなり、身近に感じられるようになってきていると考えられる。

各学年は、現在4学級あり毎年クラス替えを実施でき、生徒集団の固定化は解消されているが、放課後多くの時間を過ごすクラブ活動では、出身小学校ごとに固まって入部する傾向があり、生徒数の減少により、クラブ員も減少し、他の小学校出身生と交わり新たな人間関係を作るほどとはならず、小学校からの固定化された集団が原因でのトラブルもある。不登校などの課題も依然として解消しない状況が続いている。

現在、中学校区では、小中一貫教育推進委員会が設置され、学習面や生活面について情報交換や取組の共有を図り、上記の課題について解消に向けた取組を進めている。全国学力・学習状況調査の結果分析を3小学校1中学校共同で進め、課題の共有を図ったり、不登校や生徒指導上の課題を検討し、小中学校での指導の改善を図ったりしてきている。

また、家庭・地域との連携も模索し、小中学校の各PTAへ「ノーテレビデー」の実施協力を依頼するなど、家庭・地域との連携も推進しようと取組み始めている。

このように、今後の中高一貫教育の一層の推進が期待されているところである。

4、西地区小中一貫教育で大切にするもの

社会の急激な変化に対応し、自らの夢と希望に向かって主体的に行動する「生き抜く力」を備えた人を育むため、義務教育9年間の学びをつなぐ小中連携をさらに推進し、9年間を見通した教育目標を掲げ、家庭・地域と共有し、学校・家庭・地域が一体となり、それぞれの役割をはたす小中一貫教育を進めていく必要がある。

現在も、連携を推進するため、課題の共有から、具体的な取組が実施され、体験授業等中学校へ進学する児童への「中1ギャップ」解消に向けた取組を継続して実施している。その成果を継承しつつも、社会環境の変化や児童生徒の減少に伴う課題解決のため、以下の点について今後検討し、中学校区でより良い学習環境づくりに向けて研究を進めていくことが必要と考える。

(1) 確かな学力の定着のために

- ・ 育てたい「子ども像」を中学校区で共有し、それをもとに、各学校で教育活動を進めることが大切である。
- ・ 児童数減少のため、教員数が減少していく。9年間の学びをつなぐためには、小学校間や、小中学校間での「授業づくり」の合同研究の取組を進め、9年間をつなげたカリキュラムの研究が必要である。
- ・ 「ICT教育」、「総合的な学習の時間」、「キャリア教育」等の特色ある学習活動を中学校区で共有し、中学校でのギャップを解消するための、小学校間の連携推進が重要である。

(2) 児童生徒のつながりを育むために

- ・ 児童生徒数の減少により、多くの個性とぶつかり合い、多面的なものの見方や考え方を交わす機会が減少するので、小学校間や小中学校間の児童生徒同士の交流する機会を増やす取組を推進し、豊かな社会性を育む機会づくりが必要である。
- ・ 小中9年間ではなく、西地区ならではの3小学校、1中学校の義務教育12年間(保幼を含めると15年間)のつながりを推進し、異校種間での異年齢での交流で育まれる教育的効果を十分に生かした連携を進めることが必要である。

(3) 家庭・地域と連携して子どもを育てるために

- ・ 中学校区での「子ども像」を学校・家庭・地域で共有するとともに、家庭教育と学校教育がそれぞれ担う役割を整理・共通確認することが必要である。それぞれがその上で役割を果たすことで、中学校区での一貫した学習環境ができ、学校教育のみではなく、家庭教育の向上も期待できる。そのためには、保護者との連携を積極的に行うことが大切である。
- ・ 中学校区としてのまとまりを大切にした地域づくりが大切である。小学校区ごとの活動を中学校区全体での活動へと広げることについて、PTA や各小学校区の青少年育成団体等との一層の連携推進が必要である。

※ 参考取組事例

「4、西地区小中一貫教育で大切にするもの」の中で意見として出された具体的な取組事例を参考資料として以下に提示しておく。

(1) 確かな学力の定着のために

- ・ 地域・学校・家庭での読書活動の更なる推進
(例：読み聞かせボランティアとの連携、読書感想文コンクール等)
- ・ 3 小学校 1 中学校の教員間の交流を増やす。
(例：合同研修会等)
- ・ 授業研究や学力分析を小中学校の教員で行い、めざす子ども像を共有する。
(例：研究授業の合同開催、学力テストの分析交流等)
- ・ 保護者間の交流
(例：西地区小中学校で、保護者参観日をお互いに公開する。)
- ・ 高校進学時のギャップを念頭に置いた教育の研究
(例：中学校区キャリア教育指導計画の作成等)

(2) 児童生徒のつながりを育むために

- ・ 小小連携による、合同授業の実施
(例：学校の特色ある活動(米作り等)や地域の歴史を共同で学習する授業等)
- ・ 小中の交流として、子どもが交流する体験授業、中学校行事への招待、参加
(例：合唱発表会の見学・参加、体育祭の見学・参加等)
- ・ 保幼と小、保幼と中の交流の推進

(例：中学生の保育体験、体育祭の見学・参加等)

(3) 家庭・地域と連携して子どもを育てるために

- ・保護者や地域への丁寧な情報提供

(例：学校便りの地域への回覧、学校ホームページの活用等)

- ・サポートボランティア制度の推進及び各校ボランティアの連携・協力

(例：中学校区でのイベント(ふれあいのつどい等)の実施、青育協の交流等)

- ・生活習慣について中学校区全体としてや各PTAとの協力した取組

(例：ノーテレビ・ノーゲームデー、あいさつ運動、携帯の使い方等)

5、おわりに

本特別委員会は、平成22年2月12日の豊能町小学校適正配置審議会の提言「(5)小中一貫教育について」に基づき実施してきた「豊能町西地区小中一貫教育」の取組について、その更なる推進のため、今後の取組に対して提言を行った。今回の提言により、各学校の取組が、更に推進されることを望むものである。

しかし、学校教育の役割が大きく膨らんでいる状況であり、中学校区で取組むことや、家庭との連携のもと取り組むよう工夫するなど、学校の過度の負担となることを期待するものではない。小中一貫教育をめざして各校が現状の取組を見直し点検していくことも含めて取組みを進めることを提言するものである。

また、地域と連携して教育を進めるためには、今回のように保護者代表等を交えた委員会を実施し、保護者等の意見も参考にしながら進めることが望ましい。

最後に、以上のような提言を検討し具体化していくためには、教育委員会も、西地区小中一貫教育推進委員会への支援や助言を行うことが必要である。

今後の豊能町西地区的教育の充実が推進されることを期待している。

6. 参考資料

<資料1>

平成25年度 豊能町 西地区小中一貫教育推進委員会 特別委員会

1、趣旨

小中一貫教育の更なる推進に向け、推進委員外を交えた特別委員会を開催し、これまでの取組みの総括及び今後の取組に対する提言を求めるために設置する。設置期間は、平成25年度1年間とする。

2、組織

- (1) 学識経験者 2名程度
- (2) 小学校長代表 3名
- (3) 中学校長代表 1名
- (4) 保護者代表 4名
- (5) 教育委員会事務局 若干名

3、開催予定(全4回程度)

- ① 第1回 本委員会設置の趣旨及びこれまでの取組み説明
- ② 第2回 現状分析と意見交流1
- ③ 第3回 意見交流2とまとめ
※ 作業部会による提言書(案)の作成
 - (ア)原案作成
 - (イ)委員の意見集約
- ④ 第4回 提言書まとめ・教育委員会への提出

4、その他

本委員会は、豊能町小中一貫教育推進委員会により設置されるものである。

<資料2>

平成25年度豊能町西地区小中一貫教育推進委員会「特別委員会」 委員名簿
(敬称略)

所 属	氏 名
兵庫教育大学 準教授	大野 裕己
吉川中学校 前校長	新谷 芳宏
吉川中学校 保護者代表	氷見 嘉章
吉川小学校 保護者代表	下神 直行
光風台小学校 保護者代表	柿谷 有香
東ときわ台小学校 保護者代表	三島 経一朗
吉川中学校 校長	下林 晃
吉川小学校 校長	田和 嘉仁
光風台小学校 校長	槌谷 真
東ときわ台小学校 校長	濱野 裕民
教育委員会 教育支援課	板倉 忠

<資料3>

豊能町小中一貫教育推進委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 「豊能町立西地区小学校の適正規模及び適正配置について」の提言書で示された内容を踏まえ、本町の児童生徒がさらなる充実した学校生活を送れるよう総合的に研究するため、小中一貫教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(研究事項)

第2条 委員会は、次の各号に規定する事項について、研究を行う。

- (1) 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること。
- (2) 小中一貫教育に係る環境整備に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者から構成する。

- (1) 小中学校長の代表者
- (2) 小中学校の首席
- (3) 教育委員会事務局職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合は、該当組織・校から選出する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。また、特別委員会を設置し、意見や資料等の提出を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教育委員会教育支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に

諮詢で定める。

附 則

- 1 この要項は、平成22年5月10日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

- 3 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

